

労務 ROAD

■労働時間の客観的な把握が義務化されています

労働安全衛生法の改正により、労働時間の客観的な把握が義務化されました。残業手当支給の有無とは関係なく健康管理上の観点から把握が必要となるため、事業場外のみなし労働時間制を適用している労働者、管理監督者や固定残業手当を支給している労働者についても、労働時間の把握が必要です。
(※派遣労働者については派遣先に労働時間の把握義務があります。)

労働時間を客観的に把握する方法は？

①タイムカード ②パソコン等の使用時間の記録 ③事業者の現認記録した労働時間は3年間保存する義務があります。

労働時間の自己申告が認められる場合は？

上記の客観的な方法が原則とされており、自己申告は、やむを得ず客観的に把握することが難しい、限定的な場合しか認められません。

★自己申告が認められる要件

- ・労働者が適正に申告するよう、事前に十分な説明をすること
- ・管理者に対し、適正な運営や講ずべき措置について事前に十分な説明をすること
- ・必要に応じ、自己申告された内容が実態と合っているかを調査、補正すること
- ・自己申告時間を超えて業務をしている労働者に理由を報告させ、確認すること
- ・適正な申告を阻害しないこと（自己申告できる時間数の上限の設定は禁止）

残業が発生する場合の注意点は？

労働時間の正確な把握に加え、労働時間の短縮や不要な残業をできる限り少なくするためにも、残業をする際には残業申請書の提出を求めようにしましょう。

★残業申請書記載内容：予定残業時間、残業を実施する理由 等

また、可能であれば残業結果報告書の提出も求め、残業申請書との業務内容、残業時間の差を確認しておく、さらに効果的です。

【厚生労働省 より】

■監督指導による賃金不払残業の是正結果

厚生労働省において、平成30年度に時間外労働などに対する割増賃金を支払っていない企業に対し、労働基準法違反で是正指導した結果が取りまとめられました。
※平成30年度支払のうち、1企業で合計100万円以上となった事案が対象

是正企業数：1,768企業（前年度比102企業の減）
うち、228企業が1,000万円以上の割増賃金を支払った。
対象労働者数：11万8,837人（同89,398人の減）

支払われた割増賃金合計額は、125億6,381万円（同320億7,814万円の減）
平均額は、1企業当たり711万円、労働者1人当たり11万円

★監督指導の対象となった企業では、タイムカードの打刻時刻やパソコンのログ記録と実働時間との隔たりがないか定期的に確認するなど、賃金不払残業の解消のために様々な取組をするよう指導されています。

【厚生労働省 より】

VOL.662
(1909-04)



河本社労士事務所

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 ISビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
編集担当：矢尾・君野・川端

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

9月に入ってからもしばらく暑い日が続いておりましたが、最近は少しずつ涼しくなってきた、秋らしい気候になりましたね。秋といえば食欲の秋、かぼちゃやさつまいもなど美味しいものがたくさんある季節なので、旬の食材をタイト味わいたいと思います（川端）

SNSでもお役立ち情報
配信中です



【アカウント】
Facebook: 河本社労士事務所
Instagram: @ksj_koumoto
Twitter: @ksj_koumoto